

令和3年第5回

中津川市議会（定例会）議案

令和3年11月30日

## 令和3年第5回中津川市議会（定例会）議案目次

議第99号	中津川市税条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
議第100号	中津川市都市計画税条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
議第101号	中津川市土地開発基金条例の廃止について・・・・・・・・・・・・・・ 50
議第102号	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に 関する法律に係る中津川市固定資産税の特例に関する条例の 一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
議第103号	中津川市小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部改正 について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
議第104号	中津川市認定こども園の設置等に関する条例の一部改正に ついて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
議第105号	中津川市国民健康保険条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・ 58
議第106号	市道路線の認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
議第107号	市道路線の認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62
議第108号	市道路線の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64
議第109号	市道路線の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66
議第110号	市道路線の廃止について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68
議第111号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70
議第112号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 71
議第113号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72

議第114号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	73
--------	--------------------------------	----

議第99号

中津川市税条例の一部改正について

中津川市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年11月30日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

地方税法の一部改正に伴い、及び規定等を整理するため、この条例を定めようとする。

## 中津川市税条例の一部を改正する条例

中津川市税条例（昭和26年中津川市条例第11号）の一部を次のように改正する。

目次中「第15条」を「第22条」に、「第16条—第35条」を「第23条—第53条の12」に、「第36条—第63条」を「第54条—第79条」に、「第64条—第73条」を「第80条—第91条」に、「第74条—第84条」を「第92条—第102条」に、「第85条—第117条」を「第103条—第130条」に、「第118条—第127条の7」を「第131条—第140条の7」に、「第128条—第137条」を「第141条—第151条」に改め、「第2節 都市計画税（第138条—第142条）」を削る。

第1条中「定が」を「定めが」に改める。

第2条の見出しを「(定義)」に改め、同条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同条第4号中「規則」を「、規則」に、「によって」を「により」に、「納税すべき」を「納付すべき」に改め、同号を同条第3号とし、同条第5号中「によって、特別徴収義務者の」を「により特別徴収義務者の」に改め、同号を同条第4号とする。

第4条第1項中「第3条」の次に「又は第4条」を加える。

第6条中「条例実施」を「条例の実施」に改める。

第7条の見出し中「課税洩」を「課税漏れ」に、「取扱」を「取扱い」に改め、同条中「課税洩」を「課税漏れ」に、「詐偽」を「偽り」に、「免かれた」を「免れた」に改め、「市民税の」を削り、「金額」を「全額」に改める。

第8条第1項中「法第15条第3項」を「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第15条第3項」に改め、同項ただし書中「徴収の猶予」を「同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（以下この節において「徴収の猶予期間の延長」という。）」に改め、同条第2項中「同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（次項及び第4項において「徴収の猶予期間の延長」という。）」を「徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長」に改める。

第3章第2節を削る。

第137条を第151条とし、第136条を第150条とし、第135条を第149条とする。

第134条中「法第701条の12又は法」を「第701条の12又は」に改め、同条を第148条とする。

第132条及び第133条を削る。

第131条第2項中「当該」を削り、同条を第145条とし、同条の次に次の2条を加える。

第146条及び第147条 削除

第130条の2を第144条とする。

第130条中「150円」を「、150円」に改め、同条を第143条とする。

第129条中「入湯税」を「、入湯税」に改め、同条を第142条とし、第128条を第141条とする。

第127条の7中「第127条の2」を「第140条の2」に、「第118条から第127条まで」を「第131条から第140条まで」に、「第118条第1項及び」を「第131条第1項及び」に、「第121条から第125条まで」を「第134条から第137条まで」に、「第126条第1項」を「第139条第1項」に、「第118条第4項」を「第131条第4項」に、「第118条第1項の土地の所有者等」を「第131条第1項の土地の所有者又は取得者」に、「第126条第2項及び第127条第2項」を「第139条第2項及び第140条第2項」に改め、第2章第6節中同条を第140条の7とし、第127条の6を第140条の6とする。

第127条の5中「当該年度分の課税標準」を「当該年度分の固定資産税の課税標準」に、「第124条第1号」を「第137条第1号」に改め、同条を第140条の5とし、第127条の4を第140条の4とし、第127条の3を第140条の3とする。

第127条の2中「本節」を「この節」に改め、同条を第140条の2とする。

第127条の見出し中「不足税額」を「不足税額等」に改め、同条第1項中「第607条」の次に「、第609条又は第610条」を加え、「不足税額を当該通知書に」を「不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の」に改め、同条第2項中「本項」を「この項」に改め、同条を第140条とする。

第126条の3第1項中「市長は」を「市長は、」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「ため」を「ために」に改め、同項第2号中「わたり」を「わたる」に、「著しく」を「、著しく」に改め、同条第2項中「次」を「、次」に改め、同条を第139条の3とし、第126条の2を第139条の2とする。

第126条第1項中「当該」を「、当該」に改め、同条第2項中「第127条」を「第140条」に改め、「応じ、」の次に「当該税額に」を加え、同条を第139条とし、第125条を第138条とする。

第124条中「当該各号」を「、当該各号」に改め、同条第1号中「第122条」を「第135条」に改め、同条第2号中「同条第2項第2号」を「、同条第2項第2号」に、「第122条」を「第135条」に、「又は第3号に」を「若しくは第3号に」に、「第118条第6項」を「第131条第6項」に、「第54条の38」を「第54条の38第1項」に改め、同条を第137条とする。

第123条中「、その者」を「その者」に、「本条」を「この条」に改め、同条を第136条とし、第122条を第135条とする。

第121条第2項中「各号の」を「各号に」に改め、同条を第134条とする。

第120条第1項中「10万円」を「、10万円」に改め、同条第2項中「市長」を「、市長」に改め、同条を第133条とする。

第119条第1項中「住所・居所・事務所」を「住所、居所、事務所」に、「本項」を「この項」に改め、同条を第132条とする。

第118条第1項中「(以下本節において、「土地の所有者等」という。)」を削り、同条第5項中「間、」を「間」に、「特別土地保有税」を「、特別土地保有税」に改め、同条第6項中「法第343条第7項」を「第54条第7項」に、「同項」を「、同項」に、「第118条第1項の土地の所有者等」を「第131条第1項の土地の所有者又は取得者」に改め、同条を第131条とする。

第91条から第117条までを削る。

第90条中「第533条、法第536条又は法」を「第534条、第536条又は」に改め、第2章第5節中同条を第108条とし、同条の次に次の22条を加える。

第109条から第130条まで 削除

第89条を第107条とする。

第88条第1項中「本項」を「この項」に、「異動が」を「異動を」に改め、同条を第106条とし、第87条の2を第105条の2とし、第87条を第105条とし、第86条を第104条とし、第85条を第103条とする。

第84条第1項中「第79条ただし書」を「第97条ただし書」に、「第75条第4項ただし書」を「第93条第4項ただし書」に改め、第2章第4節中同条を第102条とする。

第83条第2項中「第80条第1項」を「第98条第1項」に、「年7.3パーセント」を「、年7.3パーセント」に改め、同条を第101条とする。

第82条の2第1項中「第80条第1項」を「第98条第1項」に改め、同条第3項中「納期」を「納期限」に改め、同条を第100条の2とする。

第82条中「第80条第1項」を「第98条第1項」に改め、同条を第100条とする。

第81条第1項中「市の」を「、市の」に、「第78条第1項」を「第96条第1項」に改め、同条を第99条とする。

第80条第1項中「第78条第1項」を「第96条第1項」に、「第78条第3項」を「第96条第3項」に改め、同条第2項中「施行規則」を「、施行規則」に改め、同条第5項中「第83条第2項」を「第101条第2項」に改め、同条を第98条とする。

第79条ただし書中「第75条第4項ただし書」を「第93条第4項ただし書」に改め、同条を第97条とする。

第78条第2項中「同条第1号」を「同条第1項第1号」に改め、同条第4項中「第74条の2」を「第92条の2」に改め、同条を第96条とし、第77条を第95条とする。

第76条第1項中「第74条の2第1項」を「第92条の2第1項」に、「第80条」を「第98条」に改め、同条第2項の表を次のように改める。

区分	重量
(1) 喫煙用の製造たばこ	
ア 葉巻たばこ	1グラム
イ パイプたばこ	1グラム
ウ 刻みたばこ	2グラム
(2) かみ用の製造たばこ	2グラム
(3) かぎ用の製造たばこ	2グラム

第76条第4項中「第3項第1号」を「前項第1号」に、「第74条」を「第92条」に改め、同条を第94条とし、第75条の2を第93条の2とする。

第75条第1項中「ときは」を「ときは、」に改め、同条を第93条とし、第74条の2を第92条の2とし、第74条を第92条とする。

第73条第1項中「第69条第1項」を「第87条第1項」に、「規則で定める様式による申請書」を「標識交付申請書」に改め、同条第2項中「第65条の3又は第64条第3項ただし書」を「第81条の2又は第80条第3項ただし書」に、「市長」を「、市長」に、



「規則で定める様式による申請書」を「標識交付申請書」に改め、同条第3項中「あわせて」を「併せて」に改め、同条第5項中「見易い」を「見やすい」に改め、同条第6項中「第69条第3項」を「第87条第3項」に改め、同条第7項中「若しくは」を「、若しくは」に改め、同条第8項中「き損し」を「毀損し」に、「ま滅した」を「摩滅した」に、「のき損」を「の毀損」に改め、第2章第3節中同条を第91条とする。

第72条第1項中「の各号」を削り、同項第1号中「、歩行」を「歩行」に、「、精神に」を「精神に」に改め、同条第2項中「身体障害者又は」を「身体障害者等又は」に改め、「の各号」を削り、同項第5号中「附されて」を「付されて」に改め、同条第3項中「納期限までに市長に対して」を「、納期限までに、市長に対して、」に改め、同条を第90条とする。

第71条第1項中「の各号」を削り、同項第3号中「前号」を「前2号」に、「あるもの」を「ある軽自動車等」に改め、同条第2項中「の各号」を削り、「理由」を「事由」に改め、同条を第89条とする。

第70条第1項中「第65条の2第1項」を「第81条第1項」に、「又は報告すべき」を「、又は報告すべき」に、「理由」を「事由」に改め、同条を第88条とし、同条の次に次の1条を加える。

(種別割の課税免除)

第88条の2 商品であって使用しない軽自動車等に対しては、種別割を課さない。

第69条第4項中「第65条の2第1項」を「第81条第1項」に、「次の各号」を「、次」に改め、同条を第87条とし、第68条を第86条とし、第67条の3を第85条とし、第67条の2を第84条とする。

第67条第2項に次のただし書を加える。

ただし、市長は、特別の事情がある場合には、別に納期を定めることができる。

第67条第3項を削り、同条を第83条とし、第66条を第82条とする。

第65条の9第1項中「第72条第1項各号」を「第90条第1項各号」に改め、同条を第81条の8とし、第65条の8を第81条の7とし、第65条の7を第81条の6とし、第65条の6を第81条の5とし、第65条の5を第81条の4とし、第65条の4を第81条の3とし、第65条の3を第81条の2とする。

第65条の2第1項中「第64条第1項」を「前条第1項」に改め、同条を第81条とする。

第65条を削り、第64条を第80条とする。

第61条から第63条までを削り、第2章第2節中第60条を第79条とし、第59条を第78条とする。

第58条中「市固定資産審査委員会」を「市固定資産評価審査委員会」に改め、同条を第77条とし、第57条を第76条とする。

第56条第1項中「第55条」を「第74条」に改め、同条第3項中「納入通知書の」を「納入通知書に」に、「期限」を「納期限」に改め、同条を第75条とする。

第55条の3中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、同条を第74条の3とする。

第55条の2第1項中「規定を」を「規定の適用を」に改め、同条を第74条の2とする。

第55条第1項中「1月1日」を「1月31日」に改め、「の各号」を削り、同条第2項中「1月1日」を「1月31日」に改め、同条を第74条とする。

第54条の3中「定めるところによる」を「規定により徴収するものとする」に改め、同条を第73条の3とする。

第54条の2中「定めるところによる」を「規定により徴収するものとする」に改め、同条を第73条の2とする。

第54条中「規則」を「、規則」に改め、同条を第73条とする。

第53条の見出し中「不足額」を「不足税額」に改め、同条第1項中「義務の」を「義務が」に、「不足額」を「不足税額」に、「本条」を「この条」に改め、同条第2項中「については」を「の期間については、」に改め、同条を第72条とし、第52条を第71条とする。

第51条中「あわせて」を「併せて」に改め、同条を第70条とする。

第50条の2中「第48条第3項」を「第67条第3項」に、「固定資産税の全額」を「固定資産税額の全額」に改め、「固定資産税額」の次に「及び都市計画税額」を加え、同条を第69条とする。

第50条第2項中「当該固定資産に係る同法」を「、当該固定資産に係る法」に、「本項」を「この項」に改め、同条第3項中「固定資産税（以下本項）」を「固定資産税額（以下この項）」に、「又は法」を「又は」に改め、同条第4項中「あわせて」を「併せて」に改め、同条を第68条とする。

第49条及び第49条の2を削る。

第48条第3項中「第50条第4項」を「次条第4項」に、「合せて」を「併せて」に、「においては」を「にあつては」に、「前2項」を「、前2項」に、「当該各項」を「、当該各項」に、「当該固定資産税額」を「、当該固定資産税額」に改め、「ことができる」を削り、同条第4項中「第50条第2項」を「次条第2項」に、「納税通知書」を「、納税通知書」に改め、同条を第67条とする。

第46条及び第47条を削り、第45条を第66条とし、第44条を第65条とする。

第43条第1項中「本項」を「この項」に改め、同条を第64条とする。

第42条の3第1項中「按分の」を「<sup>あん</sup>按分の」に改め、「の各号」を削り、同条第2項中「第55条の2に」を「第74条の2に」に改め、「の各号」を削り、同項第4号中「第55条の2第1項第4号」を「第74条の2第1項第4号」に改め、同条を第63条の3とする。

第42条の2第1項中「の各号」を削り、同条を第63条の2とする。

第42条中「及び」を「又は」に改め、同条を第63条とし、第41条を第62条とする。

第40条の3中「条例」を「市町村の条例」に改め、同条を第61条の2とする。

第40条の2第1項中「並に」を「並びに」に、「経過する」を「経過した」に、「、土地」を「土地」に改め、同条第2項中「土地課税台帳等に」を「土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に」に改め、同項ただし書中「為」及び「ため」を「ため、」に改め、「基準年度の価格」の次に「に比準する価格」を加え、同条第3項中「は当該土地」を「は、当該土地」に、「同項ただし書」を「、同項ただし書」に、「当該価格」を「、当該価格」に、「本項」を「この項」に改め、同項ただし書中「これに」を「これらに」に、「固定資産の」を「固定資産税の」に改め、同条第5項ただし書中「第2年度の固定資産」を「、第2年度の固定資産税」に、「事が」を「ことが」に改め、「場合においては」の次に「、当該土地又は家屋に対して課する第3年度の固定資産税の課税標準は」を加え、同条第6項中「固定資産の」を「固定資産税の」に改め、「価格」の次に「に比準する価格」を加え、同条第8項中「及び」を「又は」に改め、同条第9項中「第55条」を「第74条」に、「当該」を「、当該」に改め、同条を第61条とする。

第38条から第40条までを削る。

第37条中「当該」を「、当該」に改め、同条を第60条とし、第36条の6を第59

条とする。

第36条の5中「第2号及び第4号」を「第2号及び第3号」に、「第3号」を「同号」に、「市長」を「市長」に改め、第3号を削り、第4号を第3号とし、同条に次の1号を加える。

(4) 償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途

第36条の5を第58条とし、同条の次に次の1号を加える。

第58条の2 法第348条第2項第11号の5の固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号に、家屋については第2号及び第3号に、償却資産については同号及び第4号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が社会医療法人の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を社会医療法人に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

(1) 土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

(3) 直接救急医療等確保事業に係る業務の用に供し始めた時期

(4) 償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途

第36条の4中「第3号及び第5号」を「第3号及び第4号」に、「第4号」を「同号」に改め、同条第2号中「若しくは」を「又は」に改め、同条第4号を削り、同条第5号を同条第4号とし、同条に次の1号を加える。

(5) 償却資産の所在、種類、数量及びその用途

第36条の4を第57条とする。

第36条の3中「第4号及び」を「同号及び」に、「が幼稚園」を「で幼稚園」に改め、同条を第56条とする。

第36条の2の前の見出しを削り、同条を第55条とし、同条の前に見出しとして「(固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)」を付する。

第36条第2項中「同様とする」を「同じ」に、「この場合において」を「この場合において、」に改め、同条第6項中「、当該施行者」を「当該施行者」に、「。(以下)」を「(以下この項において)」に、「保留地に係る第1項」を「保留地に係る同項」に改め、同条第7項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に、「家屋の所有者」を「当該家屋の所有者」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項の次に次の1項を加える。

7 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第23条第1項の規定により使用する埋立地若しくは干拓地（以下この項において「埋立地等」という。）又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等（同法第42条第2項の規定による通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。）で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの（埋立て又は干拓に関する工事に関して使用されているものを除く。）については、これらの埋立地等をもって土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区（以下この項において「都道府県等」という。）以外の者が同法第23条第1項の規定により使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定により使用し、又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者（土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第49条の3に規定するものを除く。）をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなすことができる。

第36条を第54条とする。

第35条を削る。

第34条の12第1項中「第34条の8第2項」を「第53条の8第2項」に、「第34条の3及び第34条の4」を「第53条の3及び第53条の4」に、「、当該」を「当該」に、「第34条の7」を「第53条の7」に、「第34条の5」を「第53条の5」に、「第30条から第32条まで」を「、第40条から第43条まで」に、「適用しない」を「、適用しない」に改め、同条第2項中「、第34条の7」を「第53条の7又は第53条の7の2において準用する第46条の2」に、「その」を「、その」に、「本項」を「この項」に、「延滞金」を「延滞金額」に改め、第2章第1節中同条を第53条の12とする。

第34条の11中「、第328条の12」を「第328条の12」に改め、同条を第53条の11とする。

第34条の10第1項中「10万円」を「、10万円」に改め、同条を第53条の10とする。

第34条の9第1項中「者は」を「ものは」に、「施行規則」を「、施行規則」に、「市長」を「、市長」に改め、同条を第53条の9とする。

第34条の8第1項中「前条」を「第53条の7」に、「当該」を「、当該」に改め、同項第1号中「第34条の10第1項」を「第53条の10第1項」に、「にその」を「に、その」に、「第34条の3及び第34条の4」を「第53条の3及び第53条の4」に改め、同項第2号中「第34条の3及び第34条の4」を「第53条の3及び第53条の4」に改め、同条第2項中「前条」を「第53条の7」に、「第34条の3及び第34条の4」を「第53条の3及び第53条の4」に改め、同条を第53条の8とする。

第34条の7の2中「第32条の5の2」を「第46条の2」に、「第32条の5の5」を「第46条の5」に、「第32条の4第1項」を「第45条第1項」に、「第34条の6」を「第53条の6」に、「第32条の5の4」を「第46条の4」に、「第34条の7の2」を「第53条の7の2」に、「第32条の5に」を「第46条に」に、「第34条の7の規定」を「第53条の7の規定」に改め、同条を第53条の7の2とする。

第34条の7中「退職手当等の」を「、退職手当等の」に、「施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第4項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式」を「、施行規則第5号の8様式」に改め、同条を第53条の7とする。

第34条の6中「当該」を「、当該」に改め、「(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。)」を削り、同条を第53条の6とし、第34条の5を第53条の5とし、第34条の4を第53条の4とし、第34条の3を第53条の3とする。

第34条の2中「、その」を「その」に、「第26条、第26条の4及び第29条」を「、第33条、第34条の3及び第37条」に、「第34条の12までの」を「第53条の12までに」に改め、同条を第53条の2とする。

第34条第1項中「認められるもの」を「認めるもの」に改め、同項第5号中「前各号」の次に「に掲げる者」を加え、「もの」を「者」に改め、同条第2項中「次」を「、次」に改め、同条を第51条とし、同条の次に次の2条を加える。

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第52条 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の

翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第52条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

3 第50条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

4 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得（同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

5 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同

条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第52条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

- 6 第50条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

### 第53条 削除

第33条を削る。

第32条の9第3項及び第4項中「詐偽」を「偽り」に改め、同条を第50条とし、第32条の8を第49条とする。

第32条の7第5項中「延滞金」を「延滞金額」に改め、同条第6項中「詐偽」を「偽り」に、「ときは当該」を「ときは、当該」に改め、同条第7項中「詐偽」を「偽り」に改め、同条第8項中「第33条第1項」を「第52条第1項」に、「算出した」を「算定した」に、「第11条の2」を「第18条の2」に改め、同条第9項中「第32条の9第3項」を「第50条第3項」に、「第33条第4項」を「第52条第4項」に、「第11条の2」を「第18条の2」に改め、同条第14項中「申告書」を「申請書」に改め、同条第16項及び第17項中「適用しない」を「、適用しない」に改め、同条を第48条とする。

第32条の6の6第1項中「第30条第1項」を「第40条第1項」に改め、同条を第47条の6とする。

第32条の6の5第1項中「第32条の3第1項」を「第44条第1項」に改め、同条第2項中「第32条の6の2第1項」を「第47条の2第1項」に、「第32条の6の3」



を「第47条の3」に、「第32条の6の5第1項」を「第47条の5第1項」に改め、同条第3項中「第32条の6の3」を「第47条の3」に、「第32条の6の5第1項」を「第47条の5第1項」に改め、同条を第47条の5とし、第32条の6の4を第47条の4とし、第32条の6の3を第47条の3とする。

第32条の6の2第1項中「第32条の3第1項」を「第44条第1項」に、「第32条の6の5」を「第47条の5」に改め、同条第2項中「第30条第1項」を「第40条第1項」に改め、同条を第47条の2とする。

第32条の6第1項中「第30条第1項」を「第40条第1項」に改め、同条を第47条とする。

第32条の5の5中「第32条の5の2」を「第46条の2」に、「第32条の5に」を「第46条に」に改め、同条を第46条の5とする。

第32条の5の4中「第32条の5の2」を「第46条の2」に改め、同条を第46条の4とし、第32条の5の3を第46条の3とする。

第32条の5の2中「第32条の4第1項」を「第45条第1項」に、「第32条の5の4」を「第46条の4」に改め、同条を第46条の2とする。

第32条の5第1項中「法第321条の5の規定による月割額を徴収し、その」を「月割額を徴収した月の」に改め、同条第2項を削り、同条を第46条とする。

第32条の4第1項中「ある者」を「あるもの」に、「支払い」を「支払」に改め、同条第2項中「2人」を「2」に改め、同条を第45条とする。

第32条の3第1項中「の各号」を削り、「もの」を「者」に改め、同項第2号中「者」を「もの」に改め、同条第2項中「当該給与所得」を「、当該給与所得」に改め、同項ただし書中「第28条の2第1項」を「第36条の2第1項」に改め、同条第3項中「給与者」を「給与所得者」に、「当該特別徴収」を「、当該特別徴収」に改め、同条第4項中「第32条の6の2第1項」を「第47条の2第1項」に改め、同条第5項中「給与の支払をするもの」を「給与の支払をする者」に、「支払い」を「支払」に改め、同条を第44条とする。

第32条の2の見出し中「賦課後」を「賦課額」に、「これ」を「これら」に改め、同条第1項中「修正申告等」を「修正申告書」に、「、若しくは」を「、又は」に、「既に第27条第1号ただし書」を「、既に第35条第1号ただし書」に、「第28条」を「第36条」に改め、同条第2項中「第30条」を「第40条」に改め、同条第3項中「起因して、第

30条」を「基因して、第40条」に、「不足額」を「不足税額」に改め、同条第4項第1号中「第30条」を「第40条」に改め、同条を第43条とする。

第32条中「あわせて」を「併せて」に改め、同条を第42条とする。

第31条の見出し中「市民税」を「個人の市民税」に改め、同条中「第32条の6第1項又は第32条の6の6第1項」を「第47条第1項又は第47条の6第1項」に、「徴収されないことになった」を「徴収する場合にあっては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった」に改め、同条を第41条とする。

第30条第2項中「特別」を「、特別」に改め、同条を第40条とし、第29条の3を第39条とする。

第29条の2の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「第32条の3、第32条の6の2第1項、第32条の6の5又は第34条の5」を「第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5」に改め、同条を第38条とし、第29条を第37条とする。

第28条の4第1項中「第28条の2第1項」を「第36条の2第1項」に、「同条第9項若しくは第10項」を「同条第8項若しくは第9項」に、「申告しなかった」を「申告をしなかった」に改め、同条第2項中「市長」を「、市長」に改め、同条を第36条の4とする。

第28条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改め、同条を第36条の3の3とする。

第28条の3の2第4項中「第34条の9第3項」を「第53条の9第3項」に改め、同条を第36条の3の2とする。

第28条の3第1項中「第16条第1項第1号」を「第23条第1項第1号」に、「本条」を「この条」に、「本節」を「この節」に改め、同項ただし書中「この限りでない」を「、この限りでない」に改め、同条第2項中「、法」を「法」に、「附記された」を「付記された」に改め、同条第3項中「附記しなければ」を「付記しなければ」に改め、同条を第36条の3とする。

第28条の2の前の見出しを削り、同条第1項中「第16条第1項第1号」を「第23条第1項第1号」に、「施行規則第5号の4様式(別表)」を「、施行規則第5号の4様式(別表)」に改め、同項ただし書中「第26条の8第1項(同項第6号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規

定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。)に係る部分を除く。)を「第34条の7第1項」に、「第17条第2項」を「第24条第2項」に改め、同条第4項中「又は施行規則」を「又は」に改め、同条第6項を削り、同条第7項中「第5項」を「前項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「第16条第1項第1号」を「第23条第1項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「第16条第1項第2号」を「第23条第1項第2号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「第16条第1項第3号」を「第23条第1項第3号」に、「ことに」を「ことと」に、「20日」を「30日」に、「、その他」を「その他」に改め、同項を同条第9項とし、同条を第36条の2とし、同条の前に見出しとして「(市民税の申告)」を付する。

第28条中「個人の」を削り、「定を」を「定めを」に改め、同条を第36条とする。

第27条の前の見出しを削り、同条中「第16条第1項第1号」を「第23条第1項第1号」に、「、所得割」を「所得割」に改め、「の各号」を削り、「第26条第1項」を「第33条第1項」に改め、同条第1号中「申請書」を「申告書」に改め、同条を第35条とし、同条の前に見出しとして「(所得の計算)」を付する。

第26条の10第1項中「第26条第4項」を「第33条第4項」に、「第26条の4」を「第34条の3」に改め、同条を第34条の9とする。

第26条の9中「課せられた」を「課された」に、「第26条の4」を「第34条の3」に改め、同条を第34条の8とする。

第26条の8第1項中「金銭」の次に「(第1号から第8号まで及び第10号に掲げるものにあつては県内に主たる事務所を有する法人若しくは団体又は市内に事務所若しくは施設を有する法人若しくは団体で市長が別に定めるものに対する寄附金に、第9号に掲げるものにあつては岐阜県知事又は岐阜県教育委員会の許可を受けた特定公益信託に対する金銭に限る。)」を加え、「第26条の4」を「第34条の3」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金
- (2) 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (3) 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目

的である業務に関連するものに限る。)

- (4) 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (6) 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (7) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (8) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (9) 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭
- (10) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除く。)

第26条の8を第34条の7とする。

第26条の7中「第26条の4の」を「第34条の3の」に改め、同条第1号中「第26条の4第2項」を「第34条の3第2項」に改め、同条を第34条の6とし、第26条の6を第34条の5とし、第26条の5を第34条の4とし、第26条の4を第34条の3とする。

第26条の3中「同条第2項」を「、同条第2項」に改め、同条を第34条の2とし、

第26条の2を第34条とする。

第26条第3項中「第26条の10」を「第34条の9」に改め、同条第4項第1号中「第28条の2第1項」を「第36条の2第1項」に改め、同項第2号中「第28条の3第1項」を「第36条の3第1項」に改め、同条第5項中「第26条の10」を「第34条の9」に改め、同条第6項第1号中「第28条の2第1項」を「第36条の2第1項」に改め、同項第2号中「第28条の3第1項」を「第36条の3第1項」に改め、同条を第33条とし、第25条を第32条とする。

第24条第1項中「第16条第1項第1号」を「第23条第1項第1号」に改め、同条第2項中「第16条第1項第3号」を「第23条第1項第3号」に改め、同項の表を次のように改める。

法人の区分	税率
(1) 次に掲げる法人 ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。） イ 人格のない社団等 ウ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。） エ 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（アからウまでに掲げる法人を除く。） オ 資本金等の額（法第292条第1項第4号の	年額 5万円

<p>5に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの</p>	
<p>(2) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの</p>	<p>年額 12万円</p>
<p>(3) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの</p>	<p>年額 13万円</p>
<p>(4) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの</p>	<p>年額 15万円</p>
<p>(5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの</p>	<p>年額 16万円</p>
<p>(6) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの</p>	<p>年額 40万円</p>
<p>(7) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもののうち、従業者数の合計数</p>	<p>年額 41万円</p>

が50人以下であるもの		
(8) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額	175万円
(9) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額	300万円

第24条第3項中「1月に満たないとき」を「、1月に満たないとき」に改め、同条第4項中「法人」の次に「(保険業法に規定する相互会社を除く。)」を加え、同条を第31条とする。

第20条から第23条までを削る。

第19条第1項中「申告しなかった」を「申告をしなかった」に改め、同条第2項中「に因り」を「により」に改め、同条を第26条とし、同条の次に次の4条を加える。

第27条から第30条まで 削除

第18条を第25条とする。

第17条第1項中「第34条の2」を「第53条の2」に、「課さない」を「課さない」に改め、同条第2項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加え、「均等割を」を「、均等割を」に改め、同条を第24条とする。

第16条第1項第4号中「、その他」を「その他」に改め、「、当該」を削り、同条第3項中「第24条第2項の表の第1号」を「第31条第2項の表第1号」に、「この節(第32条の7第10項)」を「、この節(第48条第10項)」に改め、同条を第23条とする。

第1章第2節中第15条を第22条とし、第14条を第21条とする。

第13条中「第32条の2第2項、第32条の7第5項、第32条の9第2項、第33条第1項及び第4項、第34条の12第2項、第53条第2項、第80条第5項、第83条第2項、第126条第2項並びに第127条第2項」を「第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第52条第1項及び第4項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項並びに第140条第2項」に、「<sup>じゅん</sup>閏年」を「<sup>じゅん</sup>閏年」に改め、同条を第20条とする。

第12条の見出し中「又は納入する」を「、又は納入する」に改め、同条中「第30条、

第32条の5、第32条の5の2若しくは第32条の5の5（第34条の7の2）を「第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5（第53条の7の2）」に、「第32条の6の4第1項（第32条の6の5第3項）」を「第47条の4第1項（第47条の5第3項）」に、「第32条の7第1項」を「第48条第1項」に、「第34条の7、第48条、第65条の7第1項、第67条第2項、第80条第1項若しくは第2項、第84条第2項、第87条、第126条第1項又は第131条第3項」を「第53条の7、第67条、第81条の6第1項、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項」に、「以下第1号」を「第1号」に、「年7.3パーセント」を「、年7.3パーセント」に改め、同条第1号中「第30条、第32条の5、第32条の5の2若しくは第32条の5の5、第32条の6の4第1項、第34条の7、第48条、第67条第2項、第84条第2項、第87条又は第131条第3項」を「第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5、第47条の4第1項、第53条の7、第67条、第83条第2項、第102条第2項、第105条又は第145条第3項」に改め、同条第2号中「第65条の7第1項」を「第81条の6第1項」に、「第80条第1項」を「第98条第1項」に、「第126条第1項」を「第139条第1項」に改め、同条第3号中「第65条の7第1項」を「第81条の6第1項」に、「第80条第1項」を「第98条第1項」に、「第126条第1項」を「第139条第1項」に、「、その」を「その」に改め、同条第4号中「法第603条第3項又は法第603条の2第5項」を「第603条第3項又は第603条の2第5項」に改め、同条を第19条とする。

第11条の4ただし書中「手数料を徴しない」を「、手数料を徴収しない」に改め、同条を第18条の4とする。

第11条の3中「理由」を「事由」に改め、同条を第18条の3とする。

第11条の2第1項中「本条中」を「この条において」に改め、同条を第18条の2とする。

第11条中「第2条」を「第2条第2項」に改め、同条を第18条とする。

第10条の3中「第16条」を「第16条第1項ただし書」に改め、同条を第13条とし、同条の次に次の4条を加える。

第14条から第17条まで 削除

第10条の2第2項ただし書中「徴収の猶予」を「法第15条の6第1項の規定による



換価の猶予又は同条第3項において準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予をした期間の延長」に改め、同条を第12条とする。

第10条第1項ただし書中「徴収の猶予」を「法第15条の5第1項の規定による換価の猶予又は同条第2項において読み替えて準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予をした期間の延長」に改め、同条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

#### 第10条 削除

附則中第3条を第2条の2とし、第4条を第3条とする。

附則第4条の2第1項中「第12条、第32条の2第2項、第32条の7第5項、第32条の9第2項、第34条の12第2項、第53条第2項、第80条第5項、第83条第2項、第126条第2項（第127条の7）」を「第19条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項（第140条の7）」に、「第127条第2項（第127条の7）」を「第140条第2項（第140条の7）」に改め、同条第2項中「第33条第1項」を「第52条第1項」に改め、同条を附則第3条の2とする。

附則第4条の3第1項中「第33条第1項」を「第52条第1項」に、「第33条の」を「第52条の」に改め、同条を附則第4条とし、附則第4条の3の2を附則第4条の2とする。

附則第17条の5から第27条までを削る。

附則第17条の4の見出しを削り、同条中「第36条の3」を「第56条」に改め、同条を附則第21条とし、同条の前に見出しとして「(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告)」を付し、同条の次に次の1条を加える。

第21条の2 法附則第41条第8項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第41条第8項に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類

(2) 次に掲げる事項を記載した書類

ア 法附則第41条第8項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

イ 法附則第41条第8項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

ウ 法附則第41条第8項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途

(3) 特定移行一般社団法人等が幼稚園、図書館又は博物館法第2条第1項の博物館(次号及び第5号において「博物館」という。)を設置した年月日を記載した書類

(4) 特定移行一般社団法人等が当該固定資産を直接保育、図書館又は博物館の用に供し始めた時期を記載した書類

(5) 当該固定資産が特定移行一般社団法人等で幼稚園、図書館又は博物館を設置するものの所有に属しないものである場合にあっては、前各号に掲げるもののほか、当該固定資産を当該特定移行一般社団法人等に無料で使用させていることを証する書類

附則第17条の3の3第1項中「第26条及び第26条の4」を「第33条及び第34条の3」に、「第26条の3」を「第34条の2」に改め、同条第2項第1号中「第26条の3」を「第34条の2」に、「附則第17条の3の3第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同項第2号中「第26条の7から26条の9まで、第26条の10第1項並びに附則第6条第1項、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項」を「第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「第26条の7中」を「第34条の6中」に、「附則第17条の3の3第1項」を「附則第20条の3第1項」に、「第26条の8第1項前段、第26条の9、第26条の10第1項並びに附則第6条第1項、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項」を「第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「第26条の8第1項後段」を「第34条の7第1項後段」に改め、同項第3号中「第27条」を「第35条」に、「附則第17条の3の3第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同項第4号中「附則第4条の4」を「附則第5条」に、「附則第17条の3の3第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同条第3項中「第26条第3項」を「第33条第3項」に、「第26条の4」を「第34条の3」に、「第26条の3」を「第34条の2」に改め、同条第4項ただし書中「同項」を「同項後段」に改め、同項第1号中「第28条の2第1項」を「第36条の2第1項」に改め、同項第2号中「第28条の3第1項」を「第36条の3第1項」に改め、同条第5項第1号中「第26条の3」を「第34条の2」に、「附則第

17条の3の3第3項後段」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、同項第2号中「第26条の7から第26条の9まで、第26条の10第1項並びに附則第6条第1項、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項」を「第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「第26条の7中」を「第34条の6中」に、「附則第17条の3の3第3項後段」を「附則第20条の3第3項後段」に、「第26条の8第1項前段、第26条の9、第26条の10第1項並びに附則第6条第1項、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項」を「第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「第26条の8第1項後段」を「第34条の7第1項後段」に改め、同項第3号中「第27条」を「第35条」に、「附則第17条の3の3第3項後段」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、同項第4号中「附則第4条の4」を「附則第5条」に、「附則第17条の3の3第3項後段」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、同条第6項中「第26条の10」を「第34条の9」に、「附則第17条の3の3第3項前段」を「附則第20条の3第3項前段」に、「第26条第6項」を「第33条第6項」に改め、同条を附則第20条の3とする。

附則第17条の3の2第1項中「第26条及び第26条の4」を「第33条及び第34条の3」に、「第26条の3」を「第34条の2」に改め、同条第2項第1号中「第26条の3」を「第34条の2」に、「附則第17条の3の2第1項」を「附則第20条の2第1項」に改め、同項第2号中「第26条の7から第26条の9まで、第26条の10第1項並びに附則第6条第1項、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項」を「第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「第26条の7中」を「第34条の6中」に、「附則第17条の3の2第1項」を「附則第20条の2第1項」に、「第26条の8第1項前段、第26条の9、第26条の10第1項並びに附則第6条第1項、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項」を「第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「第26条の8第1項後段」を「第34条の7第1項後段」に改め、同項第3号中「第27条」を「第35条」に、「附則第17条の3の2第1項」を「附則第20条の2第1項」に改め、同項第4号中「附則第4条の4」を「附則第5条」に、「附則第17条の3の2第1項」を「附則第20条の2第1項」に改め、同条第3項中「第26条第3項」を「第33条第3項」に、

「第26条の4」を「第34条の3」に、「第26条の3」を「第34条の2」に改め、同条第4項中「特例摘要配当等申告書」を「特例適用配当等申告書」に改め、同項ただし書中「同項」を「同項後段」に改め、同項第1号中「第28条の2第1項」を「第36条の2第1項」に改め、同項第2号中「第28条の3第1項」を「第36条の3第1項」に改め、同条第5項第1号中「第26条の3」を「第34条の2」に、「附則第17条の3の2第3項後段」を「附則第20条の2第3項後段」に改め、同項第2号中「第26条の7から第26条の9まで、第26条の10第1項並びに附則第6条第1項、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項」を「第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「第26条の7中」を「第34条の6中」に、「附則第17条の3の2第3項後段」を「附則第20条の2第3項後段」に、「第26条の8第1項前段、第26条の9、第26条の10第1項並びに附則第6条第1項、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項」を「第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「第26条の8第1項後段」を「第34条の7第1項後段」に改め、同項第3号中「第27条」を「第35条」に、「附則第17条の3の2第3項後段」を「附則第20条の2第3項後段」に改め、同項第4号中「附則第4条の4」を「附則第5条」に、「附則第17条の3の2第3項後段」を「附則第20条の2第3項後段」に改め、同条を附則第20条の2とする。

附則第17条の3第1項中「第26条及び第26条の4」を「第33条及び第34条の3」に、「第26条の3」を「第34条の2」に改め、同条第2項第1号中「第26条の3」を「第34条の2」に、「附則第17条の3第1項」を「附則第20条第1項」に改め、同項第2号中「第26条の7から第26条の9まで、第26条の10第1項、附則第6条第1項、附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項」を「第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」に、「第26条の7中」を「第34条の6中」に、「附則第17条の3第1項」を「附則第20条第1項」に、「第26条の8第1項前段、第26条の9、第26条の10第1項、附則第6条第1項、附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項」を「第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」に、「第26条の8第1項後段」を「第34条の7第1項後段」に改め、同項第3号中「第27条」を「第35条」

に、「附則第17条の3第1項」を「附則第20条第1項」に改め、同項第4号中「附則第4条の4」を「附則第5条」に、「附則第17条の3第1項」を「附則第20条第1項」に改め、同条を附則第20条とする。

附則第17条の2の2第1項中「第26条第1項」を「第33条第1項」に、「第26条の4」を「第34条の3」に、「第26条第6項」を「第33条第6項」に、「第26条の3」を「第34条の2」に改め、同条第2項中「附則第17条の2第1項」を「附則第19条第1項」に、「附則第17条の2の2第1項」を「附則第19条の2第1項」に改め、同条を附則第19条の2とする。

附則第17条の2第1項中「第26条第1項」を「第33条第1項」に、「第26条の4」を「第34条の3」に、「第26条の3」を「第34条の2」に改め、同条第2項第1号中「第26条の3」を「第34条の2」に、「附則第17条の2第1項」を「附則第19条第1項」に改め、同項第2号中「第26条の7から第26条の9まで、第26条の10第1項、附則第6条第1項、附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項」を「第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」に、「第26条の7中」を「第34条の6中」に、「附則第17条の2第1項」を「附則第19条第1項」に、「第26条の8第1項前段、第26条の9、第26条の10第1項、附則第6条第1項、附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項」を「第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」に、「第26条の8第1項後段」を「第34条の7第1項後段」に改め、同項第3号中「第27条」を「第35条」に、「附則第17条の2第1項」を「附則第19条第1項」に改め、同項第4号中「附則第4条の3」を「附則第5条」に、「附則第17条の2第1項」を「附則第19条第1項」に改め、同条を附則第19条とする。

附則第17条第1項中「第26条及び第26条の4」を「、第33条及び第34条の3」に改め、同条第2項中「その他」を「その他の」に、「附則第16条第1項」を「附則第17条第1項」に、「をいう」を「とする」に改め、同条第5項第1号中「第26条の3」を「第34条の2」に、「附則第17条第1項」を「附則第18条第1項」に改め、同項第2号中「第26条の7から第26条の9まで、第26条の10第1項、附則第6条第1項、附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項」を「第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条

の3の2第1項」に、「第26条の7中」を「第34条の6中」に、「附則第17条第1項」を「附則第18条第1項」に、「第26条の8第1項前段、第26条の9、第26条の10第1項、附則第6条第1項、附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項」を「第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」に、「あるのは、」を「あるのは」に、「第26条の8第1項後段」を「第34条の7第1項後段」に改め、同項第3号中「第27条」を「第35条」に、「附則第17条第1項」を「附則第18条第1項」に改め、同項第4号中「附則第4条の4」を「附則第5条」に、「附則第17条第1項」を「附則第18条第1項」に改め、同条を附則第18条とする。

附則第16条の3第1項中「附則第16条第1項」を「附則第17条第1項」に、「対して」を「対し」に改め、同条第2項中「第28条の2第1項」を「第36条の2第1項」に、「第28条の3第1項」を「第36条の3第1項」に改め、同条を附則第17条の3とする。

附則第16条の2第2項中「譲渡が、」を「譲渡が」に、「譲渡で」を「譲渡では」に改め、同条を附則第17条の2とする。

附則第16条第1項中「第26条及び第26条の4」を「第33条及び第34条の3」に、「第26条の3」を「第34条の2」に改め、同条第2項中「その他」を「その他の」に、「附則第17条第1項」を「附則第18条第1項」に、「をいう」を「とする」に改め、同条第3項第1号中「第26条の3」を「第34条の2」に、「あるのは」を「あるのは、」に、「附則第16条第1項」を「附則第17条第1項」に改め、同項第2号中「第26条の7から第26条の9まで、第26条の10第1項、附則第6条第1項、附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項」を「第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」に、「第26条の7中」を「第34条の6中」に、「附則第16条第1項」を「附則第17条第1項」に、「第26条の8第1項前段、第26条の9、第26条の10第1項、附則第6条第1項、附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項」を「第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」に、「第26条の8第1項後段」を「第34条の7第1項後段」に改め、同項第3号中「第27条」を「第35条」に、「附則第16条第1項」を「附則第17条第1項」に改め、同項第4号中「附則第4条の3」を「附則第5条」に、

「附則第16条第1項」を「附則第17条第1項」に改め、同条を附則第17条とする。

附則第15条の4第1項中「納税義務者は」を「納税義務者が」に、「当分」を「、当分」に、「第26条、及び第26条の4」を「第33条及び第34条の3」に改め、同項第1号中「第26条の3」を「第34条の2」に改め、同項第2号中「から」を「から、」に改め、同条第2項中「適用しない」を「、適用しない」に改め、同条第3項第1号中「第26条の3」を「第34条の2」に、「附則第15条の4第1項」を「附則第16条の4第1項」に改め、同項第2号中「第26条の7から第26条の9まで、第26条の10第1項、附則第6条第1項、附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項」を「第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」に、「第26条の7中」を「第34条の6中」に、「附則第15条の4第1項」を「附則第16条の4第1項」に、「第26条の8第1項前段、第26条の9、第26条の10第1項、附則第6条第1項、附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項」を「第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」に、「第26条の8第1項後段中」を「第34条の7第1項後段中」に改め、同項第3号中「第27条」を「第35条」に、「附則第15条の4第1項」を「附則第16条の4第1項」に改め、同項第4号中「附則第4条の3」を「附則第5条」に、「附則第15条の4第1項」を「附則第16条の4第1項」に改め、同条を附則第16条の4とする。

附則第15条の3第1項中「第26条第1項」を「第33条第1項」に、「第26条の4」を「第34条の3」に、「第26条の3」を「第34条の2」に、「附則第6条第1項」を「附則第7条第1項」に改め、同条第2項中「第26条第4項に」を「第33条第4項に」に、「第26条の4」を「第34条の3」に改め、同項第1号中「第26条第4項ただし書」を「第33条第4項ただし書」に改め、同項第2号中「第26条第4項第1号」を「第33条第4項第1号」に改め、同条第3項第1号中「第26条の3」を「第34条の2」に、「附則第15条の3第1項」を「附則第16条の3第1項」に改め、同項第2号中「第26条の7から第26条の9まで、第26条の10第1項、附則第6条第1項、附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項」を「第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」に、「第26条の7中」を「第34条の6中」に、「附則第15条の3第1項」を「附則第16条の3第1項」に、「第26条の8第1項前段、第26条の9、第26条の10第

1項、附則第6条第1項、附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項」を「第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」に、「第26条の8第1項後段」を「第34条の7第1項後段」に改め、同項第3号中「第27条」を「第35条」に、「附則第15条の3第1項」を「附則第16条の3第1項」に改め、同項第4号中「附則第4条の4」を「附則第5条」に、「附則第15条の3第1項」を「附則第16条の3第1項」に改め、同条を附則第16条の3とする。

附則第15条の2第2項中「第67条第2項」を「第83条第2項」に、「第69条及び第70条」を「第87条及び第88条」に改め、同条を附則第16条の2とし、同条の次に次の1条を加える。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の特例)

第16条の2の2 山口村、坂下町、川上村、加子母村、付知町、福岡町及び蛭川村の編入の日前に山口村税条例(昭和47年山口村条例第21号)、坂下町税条例(昭和38年坂下町条例第5号)、川上村税条例(昭和41年川上村条例第10号)、加子母村税条例(昭和44年加子母村条例第11号)、付知町税条例(昭和45年付知町条例第10号)、福岡町税条例(昭和38年福岡町条例第7号)又は蛭川村税条例(昭和45年蛭川村条例第12号)の規定により既に交付を受けている原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識は、第91条第1項から第3項までの規定により交付を受けたものとみなす。

附則第15条第1項中「第66条」を「第82条」に改め、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ) a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ) b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第15条第2項中「第66条」を「第82条」に改め、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	1,800円



	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第15条第3項中「第66条」を「第82条」に改め、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第15条第4項中「第66条」を「第82条」に改め、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ) b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第15条第5項から第8項までの規定中「第66条」を「第82条」に改め、同条を附則第16条とする。

附則第14条の6中「第65条の5」を「第81条の4」に改め、同条を附則第15条の6とし、附則第14条の5を附則第15条の5とする。

附則第14条の4中「第65条の7」を「第81条の6」に改め、同条を附則第15条の4とする。

附則第14条の3中「第65条の9」を「第81条の8」に改め、同条を附則第15条の3とする。

附則第14条の2の2第3項中「附則第14条の4」を「附則第15条の4」に、「第65条の7第1項」を「第81条の6第1項」に改め、同条を附則第15条の2の2とする。

附則第14条の2中「附則第14条の6第3項」を「附則第15条の6第3項」に、「第64条第1項」を「第80条第1項」に改め、同条を附則第15条の2とする。

附則第14条第1項中「附則第11条第1項」を「附則第12条第1項」に、「附則第10条第2号」を「附則第11条第2号」に、「第124条第1号及び第127条の5」を「第137条第1号及び第140条の5」に、「あるのは」を「あるのは、」に改め、同条第2項中「第124条第2号」を「第137条第2号」に改め、同条第3項中「第121条第1項」を「第134条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

5 法附則第31条の3第3項の規定の適用がある土地に対して課する特別土地保有税については、第137条第1号（第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）中「控除した額」とあるのは、「控除した額の3分の1に相当する額」とする。

附則第14条を附則第15条とする。

附則第13条の2第1項及び第2項中「第118条から第127条まで」を「第131条から第140条まで」に改め、同条第3項中「第127条の2に」を「第140条の2に」に、「本項」を「この項」に、「第127条の2から第127条の7まで」を「第140条の2から第140条の7まで」に改め、同条を附則第14条の2とする。

附則第13条中「附則第11条又は第12条」を「附則第12条又は前条」に、「第42条」を「第63条」に、「、農地」を「又は農地」に、「これら」を「、これら」に改め、同条を附則第14条とする。

附則第12条の2を削る。

附則第12条中「当該農地に係る当該年度の」を「、当該農地に係る当該年度分の」に、「同表右欄」を「同表の右欄」に改め、同条の表を次のように改める。

負担水準の区分	負担調整率
0.9以上のもの	1.025
0.8以上0.9未満のもの	1.05
0.7以上0.8未満のもの	1.075
0.7未満のもの	1.1

附則第12条を附則第13条とする。

附則第11条の3の見出し中「平成30年度から平成32年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条第1項」に、「平成30年度から平成32年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条を附則第12条の2とする。

附則第11条の2を削る。

附則第11条第4項中「(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)」を削り、同条第5項中「(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)」を削り、同条を附則第12条とする。

附則第10条の3の前の見出し並びに同条及び第10条の4を削る。

附則第10条の2中「第40条の2」を「第61条」に改め、同条を附則第11条の2とする。

附則第10条中「附則第13条」を「附則第14条」に改め、同条第6号中「附則第12条」を「附則第13条」に改め、同条を附則第11条とする。

附則第9条の3第4項中「規定の登録」を「登録」に改め、同条を附則第10条の3とする。

附則第9条の2第1項から第8項までの規定中「条例」を「市町村の条例」に改め、同条第9項中「条例」を「市町村の条例」に、「4分の3」を「、4分の3」に改め、同条第10項から第15項までの規定中「条例」を「市町村の条例」に改め、同条第16項を削り、同条第17項中「条例」を「市町村の条例」に改め、同項を同条第16項とし、同条第18項中「条例」を「市町村の条例」に改め、同項を同条第17項とし、同条を附則第10条の2とする。

附則第9条中「法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第63条又は第64条」を加え、「第40条の2第8項」を「第61条第8項」に、「又は第349条の5」を「又は第349条の3の4から第349条の5まで」に、「第349条の5又は附則第15条から第15条の3の2まで」を「第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第63条若しくは第64条」に改め、同条を附則第10条とする。

附則第8条の2中「第26条の8第1項」を「第34条の7第1項」に改め、同条を附則第9条の2とする。

附則第8条の前の見出しを削り、同条第1項中「第26条の8第1項」を「第34条の7第1項」に、「第28条の2第4項」を「第36条の2第4項」に、「第28条の3」を「第36条の3」に改め、同条を附則第9条とし、同条の前に見出しとして「(個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等)」を付する。

附則第7条第1項中「第28条の2第1項」を「第36条の2第1項」に、「第28条の

3第1項」を「第36条の3第1項」に改め、同条第2項中「第28条の2第1項の規定する」を「第36条の2第1項の規定による」に、「第26条から第26条の4まで、第26条の7から第26条の9まで、附則第6条第1項、附則第6条の3第1項、附則第6条の3の2第1項」を「第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項」に改め、同条第3項中「第26条の10第1項」を「第34条の9第1項」に、「附則第7条第2項」を「附則第8条第2項」に改め、同条を附則第8条とする。

附則第6条の4中「第26条の8の」を「第34条の7の」に、「第26条の4第2項」を「第34条の3第2項」に、「附則第15条の3第1項、附則第15条の4第1項、附則第16条第1項、附則第17条第1項、附則第17条の2第1項、附則第17条の2の2第1項又は附則第17条の3第1項」を「附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第20条第1項」に、「第26条の8第2項」を「第34条の7第2項」に改め、同条を附則第7条の4とする。

附則第6条の3の2第1項中「第26条の4及び第26条の7」を「第34条の3及び第34条の6」に改め、同条第2項中「第26条の9」を「第34条の8」に、「第26条の10第1項」を「第34条の9第1項」に、「附則第6条の3の2第1項」を「附則第7条の3の2第1項」に改め、同条を附則第7条の3の2とする。

附則第6条の3の前の見出しを削り、同条第1項中「第26条の4及び第26条の7」を「第34条の3及び第34条の6」に改め、同条第2項中「第26条の9」を「第34条の8」に、「第26条の10第1項」を「第34条の9第1項」に、「附則第6条の3第1項」を「附則第7条の3第1項」に改め、同条を附則第7条の3とし、同条の前に見出しとして「(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付する。

附則第6条の2を附則第7条の2とする。

附則第6条第1項中「第26条の4及び第26条の7」を「第34条の3及び第34条の6」に改め、同条第2項中「第26条の9」を「第34条の8」に、「第26条の10第1項」を「第34条の9第1項」に、「附則第6条第1項」を「附則第7条第1項」に改め、同条を附則第7条とする。

附則第5条中「令和4年度」を「令和9年度」に、「第26条の3」を「第34条の2」に改め、同条を附則第6条とする。

附則第4条の4第1項中「第26条」を「第33条」に改め、「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加え、「第16条第1項」を「第23条第1項」に、「、所得割」を「、市民税の所得割」に改め、同条第2項中「第26条の4及び第26条の7」を「第34条の3及び第34条の6」に改め、同条第3項中「第26条の10第1項」を「第34条の9第1項」に、「附則第4条の4第2項」を「附則第5条第2項」に改め、同条を附則第5条とする。

附則第28条第1項中「第36条第6項」を「第54条第6項」に、「にあっても、同様とする。」を「にあっては、同日」に改め、同条第2項中「第55条」を「第74条」に改め、同条第3項中「同項」を「同条第4項」に改め、同条を附則第22条とする。

附則第29条の見出し中「特例等」を「特例」に改め、同条中「第24条第1項」を「第31条第1項」に改め、同条を附則第23条とする。

附則第30条の見出し中「手続等」を「手続」に改め、同条を附則第24条とする。

附則第31条中「前年中に」を削り、「第26条の8」を「第34条の7」に改め、同条を附則第25条とする。

附則第32条中「附則第6条の3の2第1項」を「附則第7条の3の2第1項」に改め、同条を附則第26条とする。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、令和4年1月1日から施行する。ただし、第17条第2項の改正規定（「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える部分に限る。）及び第28条の3の3第1項の改正規定並びに附則第4条の4第1項の改正規定（「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える部分に限る。）並びに次条の規定は、令和6年1月1日から施行する。

### (経過措置)

第2条 前条ただし書に規定する規定による改正後の中津川市税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(山口村、坂下町、川上村、加子母村、付知町、福岡町及び蛭川村の編入に伴う中津川市税条例の適用の特例に関する条例の廃止)

第3条 山口村、坂下町、川上村、加子母村、付知町、福岡町及び蛭川村の編入に伴う中津川市税条例の適用の特例に関する条例（平成17年中津川市条例第6号）は、廃止する。

（明知鉄道株式会社に係る中津川市固定資産税の特例に関する条例の一部改正）

第4条 明知鉄道株式会社に係る中津川市固定資産税の特例に関する条例（昭和61年中津川市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第41条」を「第62条」に改める。

（中津川市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第5条 中津川市税条例等の一部を改正する条例（平成26年中津川市条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「第66条及び附則第15条」を「第82条及び附則第16条」に改め、同条の表を次のように改める。

第82条第2号ア (イ)	3,900円	3,100円
第82条第2号ア (ウ) a	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第82条第2号ア (ウ) b	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
附則第16条第1項	第82条	中津川市税条例等の一部を改正する条例（平成26年中津川市条例第22号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条
附則第16条第1項の表第2号ア (イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(イ)

	3, 900円	3, 100円
附則第16条第1項の表第2号ア(ウ) aの項	第2号ア(ウ) a	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ) a
	6, 900円	5, 500円
	10, 800円	7, 200円
附則第16条第1項の表第2号ア(ウ) bの項	第2号ア(ウ) b	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ) b
	3, 800円	3, 000円
	5, 000円	4, 000円

(中津川市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正)

第6条 中津川市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例(平成28年中津川市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条第4項第4号に規定する地方活力向上地域」を「第5条第4項第5号イに規定する地方活力向上地域」に、「法第5条第4項第4号に規定する特定業務施設」を「同号に規定する特定業務施設」に改める。

第2条第1項中「第41条の」を「第62条の」に、「次表」を「次の表」に改め、同項の表法第17条の2第1項第1号に規定する移転型事業の項中「移転型事業」を「事業」に改め、同表法第17条の2第1項第2号に規定する移転型事業の項中「移転型事業」を「事業」に、「第41条」を「第62条」に改め、同条第2項中「、当該設備」を「当該設備」に改める。

(中津川市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第7条 中津川市税条例等の一部を改正する条例(平成30年中津川市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

第5条 中津川市税条例の一部を次のように改正する。

第93条の2中「及び次条第3項第1号」を削る。

第94条第3項中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した」を削り、第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同条第4項中「又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第5項中「第3項第2号」を「第3項第1号」に改め、同条第7項中「第3項第3号」を「第3項第2号」に改め、同条第8項中「第3項第3号ア」を「第3項第2号ア」に改め、同条第9項を削り、同条第10項を同条第9項とする。

(中津川市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第8条 中津川市税条例の一部を改正する条例（令和2年中津川市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条中中津川市税条例第12条、第13条、第16条第3項、第24条、第32条の7、第32条の9第2項から第4項まで及び第33条並びに附則第4条の2第2項及び第4条の3の改正規定を削り、本則に次の1条を加える。

第3条 中津川市税条例の一部を次のように改正する。

第19条中「第321条の8第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の8第34項及び第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「によって」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第20条中「及び第4項」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第23条第3項中「規定する収益事業」の次に「(以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。)」を加え、「第31条第2項の表第1号」を「同号」に、「第48条第10項から第12項まで」を「第48条第9項から第16項まで」に改める。

第31条第2項の表第1号オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4



号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の9第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の9の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第60項」に、「同条第42項」を「同条第60項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第69項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6

項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第50条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改める。

第52条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項から第6項までを削る。

附則第3条の2第2項中「及び第4項」を削る。

附則第4条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附則第1条第3号中「第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）」を「第3条」に改める。

議第100号

中津川市都市計画税条例の制定について  
中津川市都市計画税条例を次のように制定するものとする。

令和3年11月30日提出

中津川市長 青山節児

提案説明

中津川市税条例の規定の整理に伴い、この条例を定めようとする。

## 中津川市都市計画税条例

### (課税の根拠)

第1条 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第702条第1項の規定に基づいて、都市計画税を課する。

2 都市計画税の賦課徴収について、法令及び中津川市税条例（昭和26年中津川市条例第11号）に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

### (納税義務者等)

第2条 都市計画税は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条の規定により指定された都市計画区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号の規定により、定められた農用地区域及び市長の定める区域のうち山林等に係る区域を除く。）に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、当該土地又は家屋の所有者に課する。

2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（法第349条の3第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項の規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者とされ、又は所有者とみなされる者をいう。

3 法第349条の3の2第1項の規定の適用を受ける土地に対して課する都市計画税の課税標準は、第1項の規定にかかわらず、当該土地に係る都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額とする。

4 法第349条の3の2第2項の規定の適用を受ける土地に対して課する都市計画税の課税標準は、第1項及び前項の規定にかかわらず、当該土地に係る都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。

### (税率)

第3条 都市計画税の税率は、100分の0.3とする。

### (賦課期日)

第4条 都市計画税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とする。

### (納期)

第5条 都市計画税の納期は、次のとおりとする。

第1期 4月1日から同月30日まで

第2期 7月1日から同月31日まで

第3期 12月1日から同月25日まで

第4期 翌年2月1日から同月末日まで

- 2 市長は、特別の事情がある場合において、前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。この場合において、市長が別に定める納期は、市長が都市計画税を固定資産税と併せて賦課し、及び徴収することができないと認める特別の事情がある場合を除くほか、市長が、中津川市税条例第67条第2項の規定によって別に定める固定資産税の納期によるものとする。

(賦課徴収等)

第6条 都市計画税の賦課徴収は、固定資産税の賦課徴収の例によるものとし、固定資産税を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。ただし、市長が都市計画税を固定資産税と併せて賦課し、及び徴収することができないと認める特別の事情がある場合においては、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

(処分、手続等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前に中津川市税条例の一部を改正する条例（令和3年中津川市条例第 号）による改正前の中津川市税条例の規定によってした処分、手続その他の行為であって、この条例の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってしたものとみなす。

(法附則第15条第34項の条例で定める割合)

- 3 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

(法附則第15条第35項の条例で定める割合)

- 4 法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

- 5 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を

受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別
- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

（宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）

- 6 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗

じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

7 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

8 附則第6項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第6項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第6項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第6項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10

分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

（用途変更宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）

- 1 1 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条第1項の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないものとする。

（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）

- 1 2 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

負担水準の区分	負担調整率
0.9以上のもの	1.025
0.8以上0.9未満のもの	1.05
0.7以上0.8未満のもの	1.075
0.7未満のもの	1.1

- 1 3 附則第6項及び第8項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第6項及び第9項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第7項、第9項及び第10項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第9項、第10項及び前項の「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、同項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の



「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

14 法附則第15条第1項、第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

議第101号

中津川市土地開発基金条例の廃止について  
中津川市土地開発基金条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

令和3年11月30日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

中津川市土地開発基金を廃止するため、この条例を定めようとする。

## 中津川市土地開発基金条例を廃止する条例

中津川市土地開発基金条例（昭和45年中津川市条例第29号）は、廃止する。

### 附 則

この条例は、令和4年3月1日から施行する。

議第102号

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に係る中津  
川市固定資産税の特例に関する条例の一部改正について

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に係る中津川市  
固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年11月30日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地  
方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に係る中津  
川市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に係る中津川市  
固定資産税の特例に関する条例（平成30年中津川市条例第32号）の一部を次のように  
改正する。

第2条中「法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画  
の同意の日（以下「同意日」という。）から起算して5年以内」を「令和5年3月31日ま  
で」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第103号

中津川市小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部改正について  
中津川市小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年11月30日提出

中津川市長 青山節児

提案説明

下野小学校、福岡小学校及び高山小学校を統合するため、この条例を定めようとする。

## 中津川市小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例

中津川市小学校及び中学校の設置等に関する条例（昭和39年中津川市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項の表中津川市立下野小学校の項を削り、同表中津川市立福岡小学校の項中「中津川市福岡737番地」を「中津川市福岡1番地22」に改め、同表中津川市立高山小学校の項を削る。

### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議第104号

中津川市認定こども園の設置等に関する条例の一部改正について

中津川市認定こども園の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年11月30日提出

中津川市長 青山節児

提案説明

幼保連携型認定こども園として山口こども園を設置するため、この条例を定めようとする。



## 中津川市認定こども園の設置等に関する条例の一部を改正する条例

中津川市認定こども園の設置等に関する条例（令和元年中津川市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

山口こども園	中津川市山口1647番地36
--------	----------------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。  
（中津川市幼稚園の設置等に関する条例の一部改正）
- 2 中津川市幼稚園の設置等に関する条例（昭和39年中津川市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項の表中津川市立山口幼稚園の項を削る。

議第105号

中津川市国民健康保険条例の一部改正について  
中津川市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年11月30日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

健康保険法施行令の一部改正等に伴い、この条例を定めようとする。

## 中津川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

中津川市国民健康保険条例（昭和34年中津川市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「40万4千円」を「40万8千円」に改め、同項ただし書中「1万6千円」を「1万2千円」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例の施行の日前の出産に係る中津川市国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

議第106号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次の道路を市道路線に認定したいので、議会の議決を求める。

令和3年11月30日提出

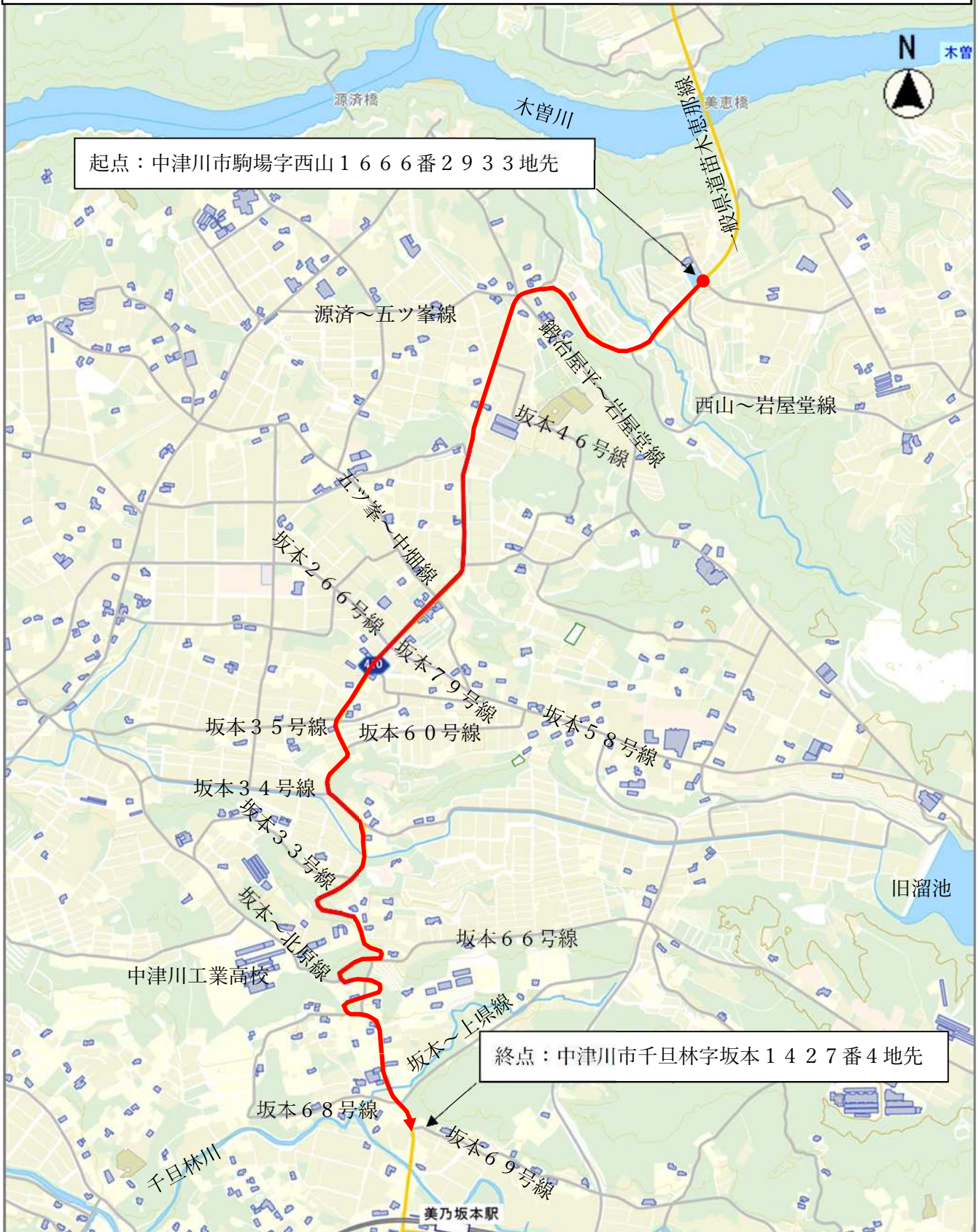
中津川市長 青山節児

路線番号	路線名	起 点
		終 点
3298	坂本298号線	中津川市駒場字西山1666番2933地先
		中津川市千旦林字坂本1427番4地先

# 位置図

縮尺 1/15,000

(資料)



路線番号	路線名	道路延長 (m)	道路幅員 (m)	凡例
3298	坂本298号線	3650.00	2.60~10.00	

議第107号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次の道路を市道路線に認定したいので、議会の議決を求める。

令和3年11月30日提出

中津川市長 青山節児

路線番号	路線名	起 点
		終 点
3299	坂本299号線	中津川市千旦林字坂本1447番4地先
		中津川市千旦林字坂本1467番17地先



位置図

縮尺 1/2,000

(資料)



路線番号	路線名	道路延長 (m)	道路幅員 (m)	凡例
3299	坂本299号線	268.00	3.10~6.30	

議第108号

市道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、次の市道路線を変更したいので、議会の議決を求める。

令和3年11月30日提出

中津川市長 青山節児

路線番号	路線名	前後 の別	起	点
			終	点
0123	西山～岩屋堂線	前	中津川市駒場字西山1666番794地先	
			中津川市千旦林字岩屋堂1616番141地先	
		後	中津川市駒場字西山1666番794地先	
			中津川市千旦林字岩屋堂1616番121地先	





路線番号	路線名	道路延長 (m)		道路幅員 (m)	凡例
0123	西山～岩屋堂線	変更前	2884.50	6.80～25.14	
		変更後	2559.00	6.80～25.14	

議第109号

市道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、次の市道路線を変更したいので、議会の議決を求める。

令和3年11月30日提出

中津川市長 青山節児

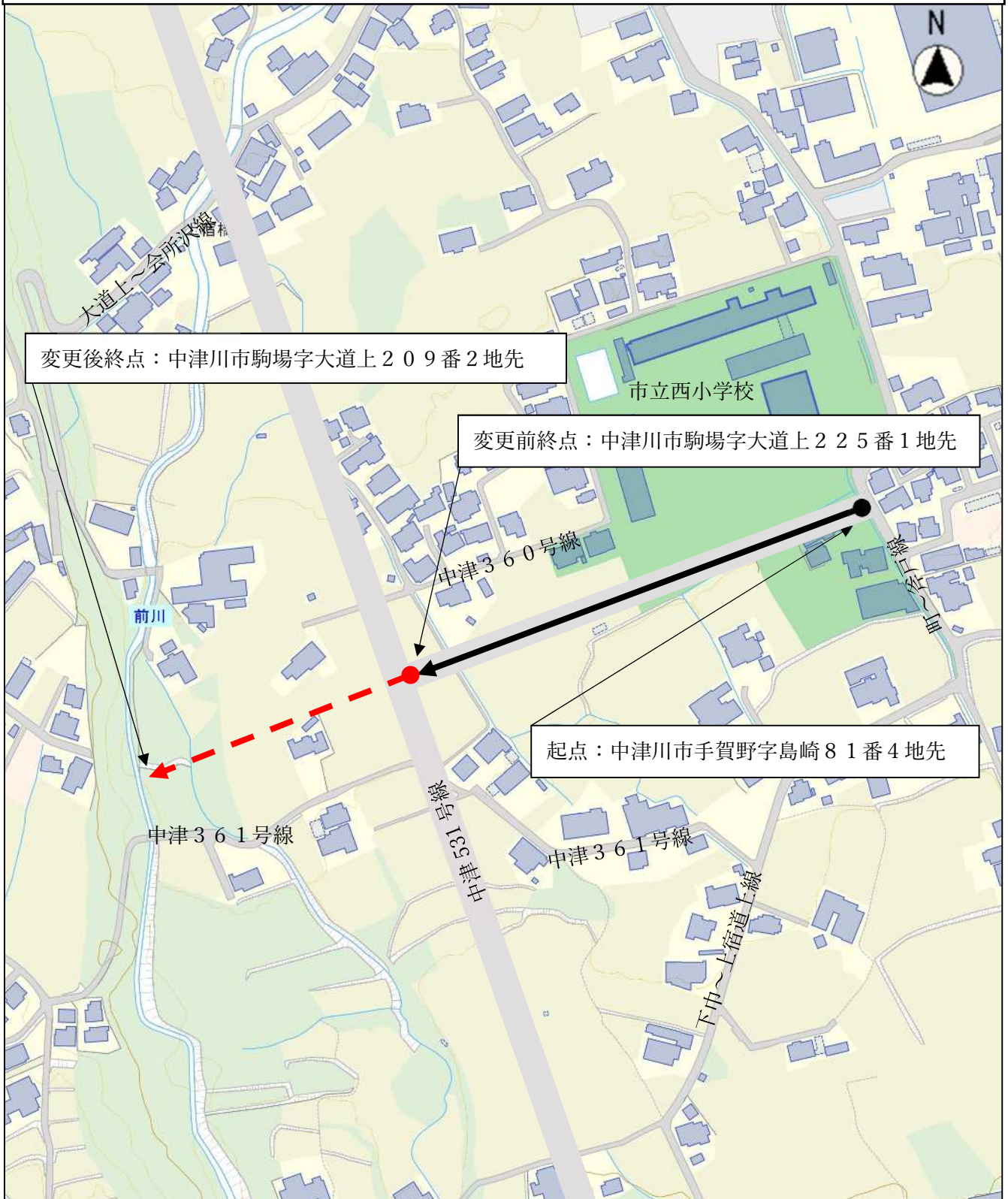
路線番号	路線名	前後 の別	起	点
			終	点
1532	中津532号線	前	中津川市手賀野字島崎81番4地先	
			中津川市駒場字大道上225番1地先	
		後	中津川市手賀野字島崎81番4地先	
			中津川市駒場字大道上209番2地先	



位置図

縮尺 1/3,000

(資料)



路線番号	路線名	道路延長 (m)		道路幅員 (m)	凡例
1532	中津532号線	変更前	260.00	12.00~28.00	
		変更後	410.00	12.00~28.00	

議第110号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、次の市道路線を廃止したいので、議会の議決を求める。

令和3年11月30日提出

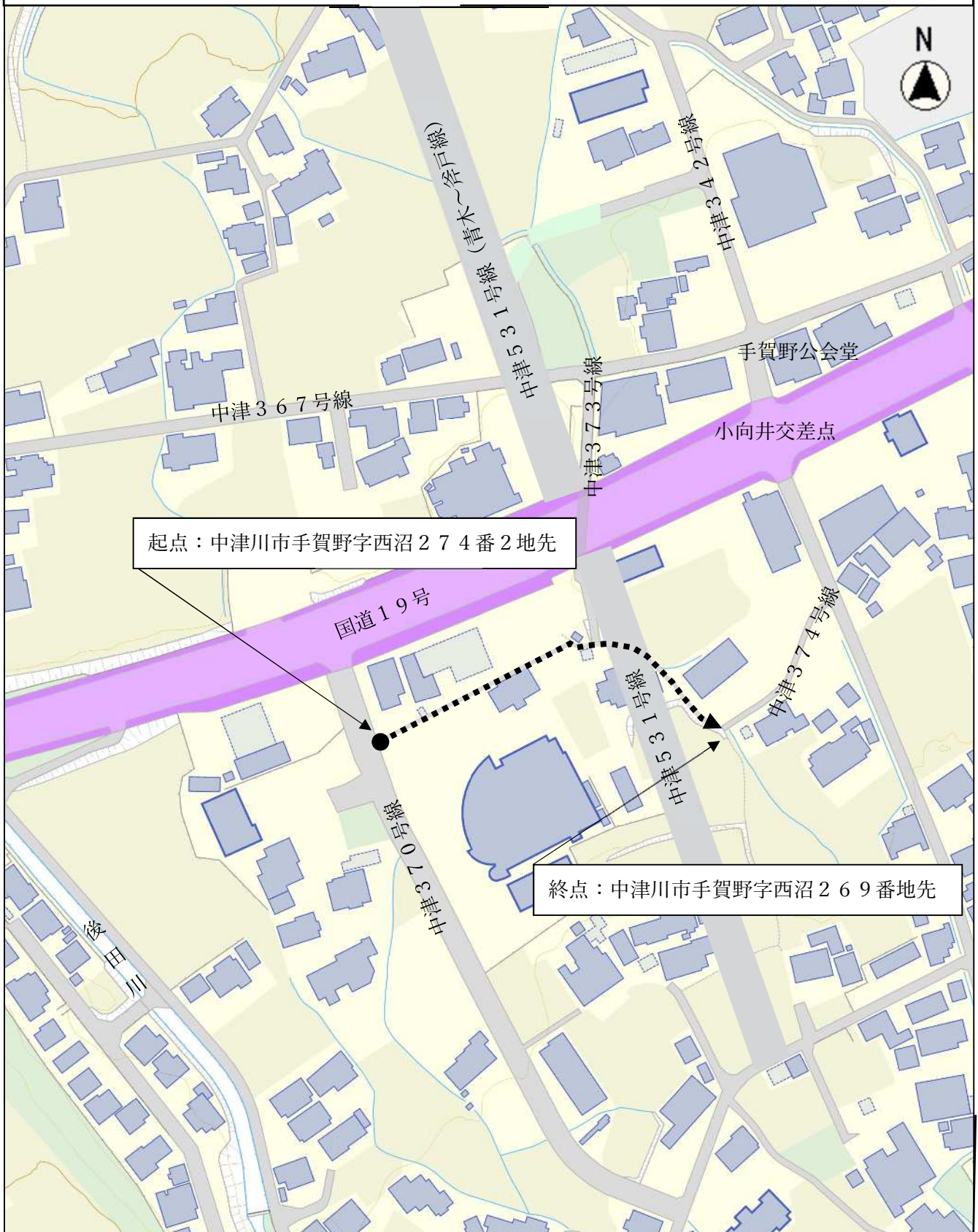
中津川市長 青山節児

路線番号	路線名	起 点
		終 点
1371	中津371号線	中津川市手賀野字西沼274番2地先
		中津川市手賀野字西沼269番地先

位置図

縮尺 1/1,000

(資料)



起点：中津川市手賀野字西沼274番2地先

終点：中津川市手賀野字西沼269番地先

路線番号	路線名	道路延長 (m)	道路幅員 (m)	凡例
1371	中津371号線	148.80	1.50~4.00	●-----▶



議第111号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

令和3年11月30日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川市デイサービスセンターひだまり苑 中津川市千旦林1197番地の10
指定管理者	中津川市茄子川1683番地の1247 医療法人 みらい
指定期間	令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

議第112号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

令和3年11月30日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川市付知デイサービスセンター 中津川市付知町5881番地32
指定管理者	中津川市かやの木町2番5号 社会福祉法人 中津川市社会福祉協議会
指定期間	令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

議第113号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

令和3年11月30日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川市蛭川福祉センター 中津川市蛭川4862番地1
	中津川市蛭川デイサービスセンター 中津川市蛭川4862番地1
	中津川市蛭川ショートステイ事業所 中津川市蛭川4862番地1
指定管理者	中津川市かやの木町2番5号 社会福祉法人 中津川市社会福祉協議会
指定期間	令和4年4月1日から令和7年3月31日まで



議第114号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

令和3年11月30日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川市坂下交流促進施設 中津川市坂下450番地2
指定管理者	中津川市坂下435番地28 坂下商業開発協同組合
指定期間	令和4年4月1日から令和7年3月31日まで